

第百四十五回国会 衆議院 運輸委員會 議 録 第 五 号

平成十一年四月十四日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 石破 茂君

理事 衛藤 晟一君 理事 久野統一郎君

理事 実川 幸夫君 理事 玉置 一弥君

理事 細川 律夫君 理事 赤羽 一嘉君

理事 江崎 鐵磨君

小里 貞利君 菅 義偉君

竹本 直一君 中野 正志君

望月 義夫君 森田 一君

米田 建三君 渡辺 具能君

今田 保典君 佐藤 敬夫君

高木 義明君 永井 英慈君

古川 元久君 倉田 栄喜君

寺前 巖君 平賀 高成君

出席國務大臣

運輸 大臣 川崎 二郎君

出席政府委員

運輸省鉄道局長 小幡 政人君

運輸省海上交通局長 宮崎 達彦君

運輸省航空局長 岩村 敬君

委員外の出席者

運輸委員會專門員 長尾 正和君

委員の異動

四月十四日

辞任

橘 康太郎君

吉田六左門君

赤松 広隆君

同日

辞任

竹本 直一君

補欠選任

竹本 直一君

中野 正志君

古川 元久君

補欠選任

橘 康太郎君

中野 正志君 吉田六左門君
古川 元久君 赤松 広隆君

四月十三日

鉄道事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四四号)

海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

鉄道事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四四号)

海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五五号)

航空法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六六号)

○石破委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、鉄道事業法の一部を改正する法律案、道路運送法の一部を改正する法律案、海上運送法の一部を改正する法律案及び航空法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。川崎運輸大臣。

鉄道事業法の一部を改正する法律案
道路運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案
航空法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○川崎國務大臣 ただいま議題となりました鉄道事業法の一部を改正する法律案、道路運送法の一部を改正する法律案、海上運送法の一部を改正する法律案、航空法の一部を改正する法律案、以上四件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

初めに、鉄道事業法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

鉄道事業は、通商通学を初めとする国民生活や経済活動に必要不可欠な輸送サービスを提供し、国民に広く利用されているところであります。近年、鉄道輸送に対する利用者の需要の高度化、多様化等に対してより的確に対応し、大量性、速達性、定時性といった鉄道輸送の特性を生かしつつ、利用者の利便の向上を図るといふ課題への取り組みの必要性が高まっているところであります。

このような状況の変化を踏まえ、鉄道事業について、需給調整規制の廃止を初めとする規制緩和等を通じて、鉄道事業者の自主性、主体性を尊重しつつ、事業者間の競争を促進し、もって利用者の利便の向上及び事業活動の活性化を図ることが求められているところであります。

また、鉄道技術に関しても、輸送サービスの要諦である安全性の確保には万全を期しつつ、鉄道事業者の鉄道施設の建設等の実績に応じた技術力の蓄積等に対応して、手続上の規制の見直しを行うことが求められているところであります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、鉄道事業に係る参入について、免許制を許可制とし、事業の継続性、輸送の安全性、事業の適切性等を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであるか否か、事業の供給輸送力が輸送需要に対し不均衡とならないものであるか否かについての審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとしております。

第二に、鉄道事業に係る運賃及び料金の設定または変更については、運輸大臣が認可した上限の範囲内であれば、事前届け出により設定または変更を行うことができることとするともに、運輸大臣は、届け出られた運賃または料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができるとしてあります。

第三に、鉄道事業に係る路線の廃止について、許可制を廃止の日の一年前までの事前届け出制とするともに、運輸大臣は、廃止の届け出があった場合には、廃止後の公衆の利便の確保に関し、関係地方公共団体等から意見を聴取することとしてあります。

第四に、利用者がより円滑に鉄道間の乗り継ぎができるような施設整備を進めるため、鉄道事業者に対し乗り継ぎを円滑にするための努力を求めること、他の鉄道事業者から乗り継ぎの円滑化のための協議を求められた場合には原則として応ずること、鉄道事業者間の自主的な協議が調わない場合等には、運輸大臣の裁定を求め、また、運輸大臣は勧告することができることを内容とする乗り継ぎの円滑化のための規定を設けることとしてあります。

第五に、運輸大臣は、鉄道事業者の申請によ

り、鉄道施設または車両の設計に関する業務を行う事務所ごとに、その能力が一定の基準に適合することについて認定を行い、認定を受けた鉄道事業者は、工事の施行の認可の申請等に際し、簡略化された手続によることができることとしております。

その他、貨物運送に係る鉄道事業について、当分の間、引き続き需給調整を行うことを定めることとしております。

続きまして、道路運送法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

一般貨し切り旅客自動車運送事業は、観光のほか、修学旅行や各種のイベント輸送等のさまざまな形態の輸送サービスを提供し、これまで国民に広く利用されてきたところでありますが、近年、少人数での旅行の増加に対応した車両の小型化等ますます多様化する利用者ニーズに適切に対応していく必要性が高まっているところであります。

このような状況を踏まえ、一般貨し切り旅客自動車運送事業について、需給調整規制の廃止を初めとする規制緩和等を通じて、事業者間の競争を促進し、多様なサービスの提供や事業の効率化、活性化を図ることが求められているところであります。

一方、輸送の安全の確保は、旅客自動車運送事業にとって引き続き最も重要な課題であることから、安全規制については、不断に見直しを行う必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、一般貨し切り旅客自動車運送事業に係る参入について、免許制を許可制とし、輸送の安全、事業の適切性を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであるか否か、事業の供給輸送力が輸送需要に対し不均衡とならないものであるか否か等について

の審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとしております。

第二に、一般貨し切り旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金の設定または変更について、認可制から事前届け出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃または料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができることとしております。

第三に、一般貨し切り旅客自動車運送事業に係る休廃止について、許可制を事後届け出制とするとしてしております。

第四に、旅客自動車運送事業の輸送の安全の確保を図るため、運行管理者の権限の明確化等を行うこととしております。

続きまして、海上運送法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。海上運送事業は、旅客及び物資の輸送に欠くことのできない公共輸送機関として重要な役割を果たしているところでありますが、一方において、経済構造の転換や国民生活の向上を背景とした輸送ニーズの高度化、多様化に適切に対応していく必要性が高まっているところであります。

そのため、需給調整規制の廃止を通じた規制緩和を行うことにより、事業者間の競争を促進するとともに、事業者の創意工夫を生かした多様なサービスの提供や事業の効率化、活性化を図ることが求められているところであります。

またその一方で、需給調整規制の廃止後も、離島等の地域住民の生活にとって必要不可欠な生活航路における輸送サービスを引き続き確保していくことと、旅客定員の多寡、内航外航の別にかかわらず、安全の確保、利用者の利益の保護の観点から、事業運営が適正に行われることを担保していく必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、一般旅客定期航路事業の参入について

て、免許制を許可制とし、輸送の安全、事業の適切性を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、当該事業の開始によつて当該航路に係る供給輸送力が輸送需要に対し著しく供給過剰にならないか否か等についての審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとしております。

第二に、一般旅客定期航路事業に係る運賃及び料金の設定または変更について、認可制を事前届け出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃または料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができることとしております。

第三に、一般旅客定期航路事業に係る運航ダイヤの設定または変更について、認可制を事前届け出制に改めるとしてしております。

第四に、一般旅客定期航路事業に係る航路の休廃止について、許可制を休廃止の日の三十日前までの事前届け出制に改めるとしてしております。

第五に、離島等の地域住民の生活にとって必要不可欠な生活航路における輸送サービスを確保するための方策として、運輸大臣が関係都道府県知事の意見を聞いて指定した区間においては、運航ダイヤの内容が一定の基準を満たすものであることを事業参入の許可の要件とすること、運賃の設定または変更については認可を受けた上限の範囲内で行わなければならないこと、航路の休廃止については休廃止の日の六ヶ月前までの事前届け出制とすること等の特例措置を講じることとしております。

第六に、旅客輸送に係る安全の確保及び利用者利益の保護の徹底を図るため、旅客定員の多寡、内航外航の別にかかわらず、すべての旅客輸送を行う事業者に対して運航管理規程の作成義務、運賃及び料金並びに運送約款の公示義務等の規制を適用することとしております。

最後に、航空法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

航空運送事業は、高速交通ニーズの高まり等を背景として、今日、国民生活において身近な移動

手段として重要な役割を果たしており、来るべき二十一世紀においては、国内各地域や諸外国との間の人及び物の円滑な交流を支える最も有効な手段の一つとして、その重要性が今更以上に増大していくものと考えられます。

国内航空運送事業の分野においては、これまで、航空利用者の利便の向上に資するため、利用者ニーズの多様化と航空産業の成長に合わせ、路線への参入や運賃制度等について競争環境の整備の観点に立った規制緩和を進めてきたところであり、来るべき二十一世紀に向けて、航空運送がその重要な役割を担っていくとともに、我が国航空会社の競争力を強化していくためには、需給調整規制の廃止を通じた一層の規制緩和が求められているところであります。

一方、航空における安全な運航の確保は、需給調整規制の廃止後の競争状況の中でも、引き続き最も重要な課題であり、安全規制については、航空技術の発達等に対応して、不断に見直しを行う必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、定期航空運送事業と不定期航空運送事業の事業区分を航空運送事業に一本化するとともに、参入について、規制を路線ごとの免許制から事業ごとの許可制とし、輸送の安全、事業の適切性を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、当該事業の開始によつて当該路線における供給輸送力が輸送需要に対し著しく供給過剰にならないか否か等についての審査、いわゆる需給調整規制を廃止することとしております。

第二に、国内航空運送に係る運賃及び料金の設定または変更について、認可制を事前届け出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃または料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができることとしております。

第三に、国内定期航空運送事業に係る路線の開
設や運航ダイヤの設定または変更については、免許
制または認可制を原則として事前届け出制とする
一方で、航空交通容量に制約のある混雑飛行場
においては、一定期間ごとに当該混雑飛行場を使用
して運航を行うことについて運輸大臣の許可を受
けなければならないこととするともに、当該期
間における許可を受けた事項の変更は認可制と
することとする。

第四に、国内定期航空運送事業に係る路線の廃
止については、原則として廃止の日の六月前までの
事前届け出制とすることとする。

第五に、航空整備士の資格については、航空機の
最大離陸重量による一等級から三等級までの区分か
ら、航空機の用途による一等級及び二等級の区分に改
めるとともに、新たに航空整備士の資格を設
け、これについても航空整備士の資格と同様に一
等及び二等に区分することとする。

第六に、航空運送事業の用に供する航空機の機
長の資格については、路線ごとに運輸大臣の認定を
受けることを要とすることとする。

第七に、機長は、事故が発生するおそれがある
事態が発生したと認めるときは、運輸大臣にその
旨を報告しなければならないこととする。

以上が、鉄道事業法の一部を改正する法律案、
道路運送法の一部を改正する法律案、海上運送法
の一部を改正する法律案、航空法の一部を改正す
る法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くだ
さいますようお願い申し上げます。

○石破委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
次回は、来る十六日金曜日午前九時二十分理事
会、午前九時三十分委員会を開会することとし、
本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十六分散会

鉄道事業法の一部を改正する法律案

鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十二号)の一
部を次のように改正する。

目次中「第七十五条」を「第七十六條」に改める。
第三條(見出しを含む)中「免許」を「許可」に改
める。

第四條の見出しを「(許可申請)」に改め、同条第
一項中「免許」を「許可」に改め、第九條第十号と
し、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、
同項に第一号として次の一号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名
第五條の見出しを「(許可基準)」に改め、同条第
一項中「免許」を「許可」に改め、第一号及び第二号
を削り、同項第三号中「事業基本計画」を「事業の
計画」に改め、「及び輸送の安全上」を削り、同号
を同項第一号とし、同号の次に次の二号を加え
る。

二 その事業の計画が輸送の安全上適切なもの
であること。
三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂
行上適切な計画を有するものであること。

第五條第一項第五号を削る。
第五條第二項中「免許」を「許可」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加
える。

2 運輸大臣は、鉄道事業の許可を受けようとし
る者の申請により、特定の目的を有する旅客の
運送を行うものとして運輸省令で定める要件に
該当すると認める鉄道事業について、その許可
をしようとするときは、前項の規定にかかわら
ず、同項第二号及び第四号の基準に適合するか
どうかを審査して、これを行うことができる。

第六條中「免許」を「許可」に、「各号の一」を
「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「免許」を
「許可」に改め、同条第四号中「前二号の一」を「前
三号のいずれか」に改め、同条第五号中「第三号ま
での一」を「第三号までのいずれか」に改める。

第七條第一項中「免許」を「許可」に、「第四條第
一項第七号若しくは第九号」を「第四條第一項第八
号若しくは第十号」に改め、同条第三項中「第四條
第一項第八号」を「第四條第一項第九号」に改め
る。

第八條第一項、第十一條第一項及び第十三條第
一項中「免許」を「許可」に改める。
第十四條を次のように改める。
(認定鉄道事業者等)

第十四條 運輸大臣は、鉄道事業者の申請によ
り、鉄道施設又は車両の設計に関する業務を一
体的かつ有機的に実施する事務所ごとに、当該
業務の能力が運輸省令で定める基準に適合する
ことについて、認定を行う。

2 その設置する事務所について前項の認定を受
けた鉄道事業者(次項において「認定鉄道事業
者」という。)は、第八條第一項、第九條第一項
若しくは第三項(これらの規定を第十二條第四
項において準用する場合を含む。)、第十二條第
一項若しくは第二項又は前条の規定に基づく認
可若しくは確認の申請又は届出に際し、運輸省
令で定めるところにより、その設置する事務所
であつて前項の認定を受けたものが鉄道施設又
は車両を設計し、かつ、鉄道営業法第一條の命
令で定める規程に適合することを確認した場合
には、これらの規定にかかわらず、これらの申
請又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部
を省略する手続その他の運輸省令で定める簡略
化された手続によることができる。

3 認定鉄道事業者であつて従たる事務所につ
いて認定を受けたものは、従たる事務所における
鉄道施設又は車両の設計に関する業務を適確に
実施するために必要な措置として運輸省令で定
めるものを講じなければならない。

4 運輸大臣は、第一項の認定を受けた事務所が
同項の運輸省令で定める基準に適合しなくなつ
たと認めるときは、その認定を取り消すことが
できる。

5 鉄道事業者は、第八條第一項、第九條第一項
若しくは第三項(これらの規定を第十二條第四
項において準用する場合を含む。)(又は第十二條
第二項若しくは第二項の規定に基づく認可の申
請又は届出に際し、当該鉄道施設が日本鉄道建
設公団が行った設計(日本鉄道建設公団が十分
な能力を有するものとして運輸省令で定める範
囲内のものに限る。))に係るものである場合に
は、これらの規定にかかわらず、これらの申請
又は届出に係る記載事項又は添付書類の一部を
省略する手続その他の運輸省令で定める簡略化
された手続によることができる。

6 第一項から第四項までに定めるもののほか、
認定に關し必要な事項は、運輸省令で定める。
第十五條第一項及び第二項中「免許」を「許可」に
改める。

第十六條第一項中「料金」の下に「(以下「運賃等」
という。))」の上限を加え、同条第二項中「次の基準
によつて」を「能率的な経営の下における適正な原
価に適正な利潤を加えたものを超えないものであ
るかどうかを審査して」に改め、各号を削り、同
条第四項を削り、同条第三項中「その旨を、入場
料金その他の運輸省令で定める料金を定めたとき
は、遅滞なくその旨を、を、その旨を」に、「こ
れら」を「これ」に改め、同項を同条第四項とし、
同条第二項の次に次の一項を加える。

3 鉄道運送事業者は、第一項の認可を受けた運
賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、
その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
これを變更しようとするときも、同様とす
る。

第十八條に次の一項を加える。
5 運輸大臣は、第三項の運賃等又は前項の料金
が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき
は、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めて
その運賃等又は料金を変更すべきことを命ずる
ことができる。

一 特定の旅客又は荷主に対し不当な差別的取
扱をするものであるとき。

二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

第二十二條の次に次の二條を加える。

(乗継円滑化措置)

第二十二條の二 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、鉄道施設の建設又は改良による直通運輸その他利用者による他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継ぎを円滑に行うための措置(以下「乗継円滑化措置」という。)を講ずるよう努めなければならない。

2 鉄道事業者が他の鉄道事業者に対し乗継円滑化措置に関する協議を求めたときは、当該他の鉄道事業者は、当該乗継円滑化措置により鉄道施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の運輸省令で定める正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3 運輸大臣は、鉄道事業者間において、その一方が乗継円滑化措置に関する協議を求めたにもかかわらず他の一方が当該協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の鉄道事業者から申立てがあつたときは、前項に規定する正当な理由がある場合に該当すると認める場合を除き、他の一方の鉄道事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができ

4 前項の規定による命令があつた場合において、鉄道事業者間の乗継円滑化措置に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額その他の乗継円滑化措置に関する取決めの条件について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、運輸大臣の裁定を申請することができる。

5 前条第六項、第七項及び第九項から第十一項までの規定は、前項の裁定について準用する。この場合において、同条第六項及び第七項中「都道府県知事」とあるのは「運輸大臣」と、同条第九項及び第十一項中「補償金の額」とあるのは「当事者が取得し、又は負担すべき金額」と、同

項中「審査請求」とあるのは「異議申立て」と読み替へるものとする。

第二十二條の三 運輸大臣は、鉄道事業者が鉄道線路又は停車場の建設又は改良を行おうとする場合において当該鉄道線路又は停車場の建設又は改良に関連する乗継円滑化措置を講ずることが経済的かつ合理的であるときその他利用者の利便の増進の程度、建設又は改良に要する費用等を考慮して特に必要があると認める場合には、鉄道事業者に対し、乗継円滑化措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第二十三條第一項第一号中「運賃」を「運賃等の上限」に改め、「料金」の下に「(第十六條第一項及び第四項に規定するものを除く。)」を加え、同条第三項中「前条第八項」を「第二十二條第六項」に改める。

第二十六條及び第二十七條中「免許」を「許可」に改める。

第二十八條を次のように改める。

(事業の休止)

第二十八條 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

2 前項の休止の期間は、一年を超えてはならない。

第二十八條の次に次の一條を加える。

(事業の廃止)

第二十八條の二 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の日

の一年前までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

3 運輸大臣は、前項の規定による意見聴取の結果、第一項の届出に係る廃止の日より前に当該廃止を行つたとしても公衆の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を当該鉄道事業者に通知するものとする。

4 鉄道事業者は、前項の通知を受けたときは、第一項の届出に係る廃止の日を繰り上げることができる。

5 鉄道事業者は、前項の規定により廃止の日を繰り上げるときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十九條第二項を次のように改める。

2 運輸大臣は、当該法人の解散の決議又は総社員

の同意によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、前項の認可をしなければならない。

第三十條の見出し中「免許」を「許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれかに」、「免許」を「許可」に改め、同条第一号中「免許」を削り、同条第三号中「第六條各号(第二号を除く。の一)」を「第六條各号(第二号を除く。のいずれか)」に改め、同条第六号中「免許の失効、免許の取消し」を「許可の取消し」に改め、同

号を同条第七号とし、同条第五号中「免許の失効、免許の取消し」を「許可の取消し」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「免許の失効(次条第四号の場合に係るものを除く。)、免許の取消し」を「許可の取消し」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一號を加える。

四 第八條第一項の規定による申請につき却下の処分を受けたとき。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

第三十八條中「運賃又は料金を」を「運賃等の上限又は料金(第十六條第一項及び第四項に規定するものを除く。)」に改める。

め、同条中「免許」を削る。

第六十二條第二項中「免許」を「許可」に改める。

第六十五條第一項中「次に掲げる事項」を「運賃等の上限に関する認可に係る事項」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる事項」を「前項に規定する事項」に改める。

第六十五條の二第二項中「免許」を「許可」に改める。

第六十七條中「百万円」を「三百万円」に改める。

第六十八條中「五十万円」を「二百万円」に改める。

第六十九條及び第七十條中「五十万円」を「百五十万円」に改める。

第七十一條第一号中「第十五條第一項」を「又は第十五條第一項」に改め、「又は第十六條第二項」を削り、同条第三号から第五号までを次のように改める。

三 第十六條第三項若しくは第四項若しくは第三十六條の規定による届出をしない、又は届けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

四 第十六條第五項の規定による命令に違反して運賃又は料金を收受した者

五 第十七條の規定による届出をしないで運行をした者

第七十一條に次の八號を加える。

六 第十八條(第三十八條において準用する場合を含む。の)の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、協定を締結し、又はその内容を変更した者

七 第二十二條の二第三項又は第二十三條第一項(第三十八條及び第三十九條第二項において準用する場合を含む。の)の規定による命令に違反した者

八 第二十八條第一項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を休止した者

九 第二十八條の二第一項の規定による届出を

しない、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を廃止した者

十 第三十七条第二項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、索道事業の全部又は一部を再開した者

十一 第五十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第五十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十三 第六十一条第一項の規定に違反して鉄道線路を敷設した者

第七十二条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第九条第三項(第十二条第四項第三十八條において準用する場合を含む。及び第三十八條において準用する場合を含む。)の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、鉄道施設を変更した者

二 第十二条第二項(第三十八條において準用する場合を含む。)の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、鉄道施設を変更した者

三 第十三条第三項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、車両を旅客又は貨物の運送を行う事業の用に供した者

第七十三条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

第七十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第七条第三項又は第三十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十八條の二第五項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、鉄道事業の全部又は一部を廃止した者

に限定する場合を含む。)において、鉄道事業の許可をしようとするときは、当分の間、貨物運送に關し、第五條第一項各号に掲げる基準のほか、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること。

二 その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。

2 前項の規定は、第七條第一項、第二十六條第一項及び第二十七條並びに第二十七條第一項の認可について準用する。

3 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合において、当該休止又は廃止が貨物運送に係るものであるときは、当分の間、第二十八條第一項及び第二十八條の二第一項の規定にかかわらず、運輸大臣の許可を受けなければならない。

4 運輸大臣は、当該休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合を除き、前項の許可をしなければならぬ。

5 第三項の規定による事業の廃止の許可を受けたときは、その業務の範圍を貨物運送に限定して行われた鉄道事業の許可は、その効力を失う。

6 第六十五條の規定は、第一項の場合における鉄道事業の許可に係る事項について準用する。

7 その業務の範圍が旅客運送に限定されている許可を受けた鉄道事業者が貨物運送を行つたときは、その鉄道事業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

8 第三項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者は、百万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しては、当該各項の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鉄道事業法(以下「旧法」という。)第三條第一項の免許を受けている者は、この法律による改正後の鉄道事業法(以下「新法」という。)第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第三條第一項の免許の申請は、新法第三條第一項の許可の申請とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十六條第一項の認可を受けている運賃及び料金又はこの法律の施行前に同条第四項の規定により届け出た運賃及び料金であつて、新法第十六條第一項の運賃及び料金の上限又は同条第三項の運賃及び料金のいづれかに該当するものは、運輸省令で定めるところにより、同条第一項の規定により認可を受けた運賃及び料金の上限又は同条第三項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第十六條第一項の運賃及び料金の認可の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十六條第一項の規定によりした認可の申請又は同条第三項の規定によりした届出とみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法第二十八條第一項の規定によりされた申請に係る事業の休止又は廃止については、なお従前の例による。

第五条 前三條に規定するもののほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

(罰則に關する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(軌道法の一部改正)

第八条 軌道法(大正十年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條ノ二 軌道經營者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ運輸事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廃止スルコトヲ得ズ

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第七項中「鉄道事業法第二十八條第一項の規定による許可を受けて」を「鉄道事業法第二十八條の二第一項の規定による届出をして」に改める。

附則第十五條第四十一項中「鉄道事業法第二十八條第一項の規定による許可を受けて」を「鉄道事業法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)による改正前の鉄道事業法第二十八條第一項の規定による許可を受け、又は鉄道事業法第二十八條の二第一項の規定による届出をして」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号中「免許」を「許可」に改める。

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正)

第十一条 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第一項から第三項までの規定中「免許を許可」に改め、同条第七項中「免許を許可」に、「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第七項中「免許を許可」に改める。

附則第十七項中「免許を許可」に、「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

附則第二十一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第六号」に改める。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第十二条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 第三項中「免許を許可」に改める。

(特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部改正)

第十三条 特定都市鉄道整備促進特別措置法(昭和六十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む)及び第十二条(見出しを含む)中「運賃」を「運賃の上限」に改める。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第十四条 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第二項中「免許がある」を「許可がある」に、「免許を受けた鉄道事業者」を「許可を受けた鉄道事業者」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正)

第十五条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条(見出しを含む)及び第七条第一項中「免許を許可」に改める。

(外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第十六条 外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項後段」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第九十四号中「免許」を削る。

第四条第一項第三十三号中「免許し」を削る。

第六条第一項第一号中「鉄道」を削り、同号を同項第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一 鉄道における運賃及び料金の上限の認可又は変更の命令

一の二 鉄道における運賃及び料金の変更の命令

第六条第一項第五号中「鉄道の免許」を「鉄道(貨物運送に係るものに限る。第十号及び第十一号において同じ)の許可」に改め、同項第六号中「免許を許可」に、「取消を取消し」に改める。

第四十条第一項第五十二号中「免許」を削る。

理由

近年の鉄道事業者間の競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、鉄道事業への参入に係る需給調整規制を原則として廃止して事業への参入を容易にし、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること、鉄道間の乗継ぎの円滑化のための措置を創設すること等により鉄道事業

者による多様な良質なサービスの提供を促進し、併せて、鉄道技術の発達等に対応して、鉄道に係る安全規制の合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送法の一部を改正する法律案

道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八号」を「第五号」に改める。

第二章(第三号第一号、第四号第一項及び第二項、第五号第一項第一号及び第三号、第六号第二項、第九号第二項第四号、第十一号第三項、第十二号第一項及び第三項、第十七号、第二十号、第三十号第二項、第三十三号、第三十六号第二項、第四十三号第三項第一号及び第七項並びに第四十四号第二項を除く)中「一般旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業等」に、「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改める。

第四条第一項中「一般旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業(以下「一般乗合旅客自動車運送事業等」という。)に改め、同条第二項中「一般旅客自動車運送事業の免許」を「一般乗合旅客自動車運送事業等の免許」に、「前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の種類を、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改める。

第五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「一般旅客自動車運送事業の種類」とを「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
第五条第三項中「申請書」を「第一項の申請書」に、「事業の施設、事業収支見積その他の事業用自動車の運行管理の体制、事業収支見積その他の」に改める。

第六条第二項中「当該一般旅客自動車運送事業の種類を、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に改める。

第七条第二号中「又は」の下に「一般貸切旅客自動車運送事業者若しくは」を、「二年を経過していない者」の下に「当該免許又は許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ)として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。」を加え、同条第三号中「前二号の」を「前二号のいずれかに改め、同条第四号中「(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ)が前三号の」を「前三号のいずれかに改める。

第九条第二項第四号中「一般旅客自動車運送事業者」の下に「(一般旅客自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ)を加え、同条第五項ただし書を削る。

第十一条第三項中「一般旅客自動車運送事業の種類」を「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」に、「種類の一般乗合旅客自動車運送事業者」を「事業を経営する者」に改める。

第十二条第一項中「一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者を除く)を、一般乗合旅客自動車運送事業者」に改め、同条第三項中「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第十七条中「路線を定める一般旅客自動車運送

事業を営業者を「一般乗合旅客自動車運送事業者に改める。

第二十条中「事業区域を定める一般旅客自動車運送事業を」を「一般乗用旅客自動車運送事業」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十三条第一項中「事項を処理させる」を「業務を行わせる」に改め、同条第二項中「運行管理者が処理すべき事項」を「運行管理者の業務」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(運行管理者等の義務)

第二十三条の二 運行管理者は、誠実にその業務を行わなければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者等は、運行管理者に対し、前条第二項の運輸省令で定める業務を行うために必要な権限を与えなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者等は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

4 運輸大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者等が第二項の規定に違反していると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者等に対し、運行管理者に必要な権限を与えるべきことを命ずることができる。

第二十四条第一項中「又は一般貸切旅客自動車運送事業者」を削る。

第三十条第二項、第三十三条及び第三十六条第二項中「一般旅客自動車運送事業者」を「一般乗合旅客自動車運送事業者等」に改める。

第四十条中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(一般貸切旅客自動車運送事業)

第四十二条の二 一般貸切旅客自動車運送事業を

経営しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の運輸省令で定める事項に関する事業計画

3 運輸大臣は、一般貸切旅客自動車運送事業の許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

4 第五條第三項及び第四項並びに第七條の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第五條第三項中「事業用自動車の運行管理の体制、事業収支見積り」とあるのは「事業用自動車の運行管理の体制」と読み替へるものとする。

5 一般貸切旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。)は、旅客の運賃その他運輸に関する料金を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

6 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を變更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切

であり、利用者の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

7 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画の變更(第九項及び第十項に規定するものを除く)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

8 第三項の規定は、前項の認可について準用する。

9 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の運輸省令で定める事項に関する事業計画の變更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

10 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画の變更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

11 一般貸切旅客自動車運送事業者は、次の場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、運輸大臣の許可を受けたとき。

12 一般貸切旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

13 第十條、第十一條、第十二條第一項及び第三項、第十六條、第二十條、第二十二條から第二十五條まで、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條、第三十五條第一項及び第二項(第二号に係る部分に限る。)、第三十六條、第三十七條、第三十八條第五項、第四十條並びに第四十一條の規定は、一般貸切旅客自動車運送

事業について準用する。この場合において、第二十条中「事業区域」とあるのは「営業区域」と、第三十一條第二号中「運賃、料金又は運送約款」とあるのは「運送約款」と、第三十六條第三項及び第三十七條第三項中「第六條」とあるのは「第四十二條の二第三項」と読み替へるものとする。

第四十三條第五項中「前條を」第四十二條に改める。

第八十一條第一項中「各号の二」を「各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「若しくは」の下に「第四十二條の二第一項若しくは」を加える。

第八十七條第一項中「第十五條第一項の下に」(第四十三條第五項において準用する場合を含む。))を、「第三十一條」、「第三十五條第一項」及び「第三十六條第一項若しくは第二項」の下に(第四十二條の二第三項において準用する場合を含む。))を、「第四十條」の下に「第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項及び」を、「第四十一條第一項」の下に「第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項」を加え、「若しくは」は「第四十三條第一項の規定、同条第五項において準用する第十五條第一項、第四十條若しくは第四十一條第一項の規定」を、「第四十二條の二第一項、第六項若しくは第七項、第四十三條第一項」に改める。

第八十九條第一項第二号中「一般旅客自動車運送事業を」を「一般乗合旅客自動車運送事業等」に改める。

第九十六條中「一年を」三年に、「二百万円を」三百万円に改め、同条第一号中「第四條第一項」の下に「又は第四十二條の二第二項」を加え、同条第二号中「第三十三條」の下に「第四十二條の二第十三項」を加える。

第九十七條中「六月を」一年に、「百五十万円を」百五十万円に改め、同条第一号中「第二十五條」の下に「第四十二條の二第十三項」を、「含む。」の下に「第八十條第一項又は第八十三條」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第四十條」の下に「第四十二條の二第十三

項、を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十五條第一項(第四十二條の二第十三項及び第七十二條において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

第九十七條に次の二号を加える。

五 第五十七條第一項、第五十八條第一項、第六十條第一項(第七十五條第三項において準用する場合を含む。)(又は第七十五條第一項の規定による検査を受けないで、又はこれに合格しないで、自動車道の供用を開始した者(第五十九條第一項の規定により一般自動車道の一部につき検査を受け、これに合格した者がその部分につき供用を開始した場合を除く。))

六 第八十一條第一項の規定による処分に違反した者

第九十八條を次のように改める。

第九十八條 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項若しくは第六十一條第一項の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

二 第九條第三項若しくは第四項若しくは第四十二條の二第五項の規定による届出をしない、又は届け出た運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

三 第十條(第四十二條の二第十三項及び第七十二條において準用する場合を含む。)(の規定に違反して運賃又は料金の割戻しをした者

四 第十一條第一項(第四十二條の二第十三項において準用する場合を含む。)(の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者

五 第十三條、第二十條(第四十二條の二第十三項及び第四十三條第五項において準用する場合を含む。)(、第二十三條第一項(第四十二

條の二第十三項、第四十三條第五項及び第四十四條第三項において準用する場合を含む。)(、第四十一條第三項(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項、第四十四條第三項及び第八十一條第二項において準用する場合を含む。)(、第六十五條又は第六十八條第五項の規定に違反した者

六 第十五條第一項(第四十三條第五項において準用する場合を含む。)(、第十九條第一項、第四十二條の二第七項、第五十四條第一項(第六十七條第七十五條第三項において準用する場合を含む。)(及び第七十五條第三項において準用する場合を含む。)(又は第六十六條第一項の規定により認可を受けてしなければならない事項を認可を受けないでした者

七 第十六條第二項(第四十二條の二第十三項において準用する場合を含む。)(、第十九條の二、第二十三條第三項(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項及び第四十四條第三項において準用する場合を含む。)(、第二十三條の二第四項(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項及び第四十四條第三項において準用する場合を含む。)(、第二十八條第二項(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項、第四十四條第三項及び第四十五條において準用する場合を含む。)(、第三十條第四項(第四十二條の二第十三項及び第七十二條において準用する場合を含む。)(、第三十一條(第四十二條の二第十三項において準用する場合を含む。)(、第四十一條第一項(第四十二條の二第十三項、第四十三條第五項、第四十四條第三項及び第八十一條第二項において準用する場合を含む。)(、第五十五條(第七十五條第三項において準用する場合を含む。)(、第七十三條第二項(第七十五條第三項において準用する場合を含む。)(又は第八十四條第一項の規定による命令に違反した者

八 第三十八條第一項(第七十二條において準用する場合を含む。)(、第七十九條第一項又は第八十條第二項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けないでした者

九 第四十二條の二第六項の規定による命令に違反して運賃又は料金を收受した者

十 第四十二條の二第九項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、無償旅客自動車運送事業を経営した者

十一 第四十四條第一項の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、無償旅客自動車運送事業を経営した者

十二 第六十二條第一項若しくは第六十三條第一項(第七十五條第三項において準用する場合を含む。)(の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた供用約款若しくは供用制限によらないで、自動車道の供用契約を締結した者

十三 第九十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第九十四條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第九十九條から第一百一条までを削る。

第九十九條から第一百一条までを削る。

第九十九條から第一百一条までを削る。

第九十九條から第一百一条までを削る。

第九十九條から第一百一条までを削る。

第九十九條から第一百一条までを削る。

送法(以下「新法」という。)第四十二條の二第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧法の規定による免許に業務の範囲若しくは期間の限定又は条件若しくは期限が付されているときは、当該業務の範囲若しくは期間の限定又は条件若しくは期限は、新法の規定による許可に付されたものとみなす。

2 前項の規定により新法第四十二條の二第一項の許可を受けたものとみなされる者であつて、二以上の許可を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可を一つの許可とみなして、新法の規定を適用する。

第三條 前條第一項の規定により一般貨切旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧法第五條第一項第三号の事業計画(新法第四十二條の二第二項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を新法第四十二條の二第二項第二号の事業計画とみなして、新法の規定を適用する。

2 運輸大臣は、前項の場合において、新法第四十二條の二第二項第二号に規定する事項の一部の事項について旧法第五條第一項第三号の事業計画にこれに相当する事項の記載がないときその他必要があると認めるときは、当該一般貨切旅客自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定めるところにより、当該新法第四十二條の二第二項第二号の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において当該届出書の提出があつたときは、新法第四十二條の二第七項、第九項及び第十項並びに同法第十三項において準用する第十六條及び第三十一條第一号中「事業計画」とあるのは、「事業計画(附則第三條第二項に規定する届出書に記載された事項を含む。)」とする。

第四條 この法律の施行の際現に旧法第三條第一号口の一一般貨切旅客自動車運送事業について旧

法第九條第一項の認可を受けている運賃及び料金は、新法第四十二條の二第五項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

第五條 前三條に規定するもののほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)
第七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(道路交通事業抵当法の一部改正)
第八條 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
第十二條第二号中「路線を定める一般旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業」に改め、同条第三号中「事業区域を定める一般旅客自動車運送事業」を「一般乗用旅客自動車運送事業」に改め、同条第三号の二中「一般貨物自動車運送事業」を「一般貨切旅客自動車運送事業又は一般貨物自動車運送事業」に改める。

第十八條第一項中「道路運送法第七條各号」の下に「(第四十二條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。
(登録免許税法の一部改正)
第九條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号(一)中「一般乗合旅客自動車運送事業の免許」の「一般乗合旅客自動車運送事業」を「一般乗用旅客自動車運送事業又は一般貨切旅客自動車運送事業」に改め、同号(一)イ中「又は一般貨切旅客自動車運送事業の免許」を削り、同号中(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(一) 道路運送法第四十二條の二第一項(一般貨切旅客自動車運送事業)の一般貨切旅客自動車運送事業の許可 許可件数 一件につき九万円

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)
第十條 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部を次のように改正する。
別表第五号中「第四百四條第二項後段」を「第四百四條第二項後段」に改める。
(運輸省設置法の一部改正)
第十一條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第七号中「若しくはその取消し」を「免許若しくは許可の取消し」に改め、同項第十一号中「旅客自動車運送事業」の下に「(一般貨切旅客自動車運送事業を除く。)」を加える。

理由
近年の一般貨切旅客自動車運送事業者間の競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、一般貨切旅客自動車運送事業への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、事業区域ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とし、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により一般貨切旅客自動車運送事業者による多様なサービスの提供を促進し、併せて、運行管理制度の充実を図ることにより旅客自動車運送事業の輸送の安全を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海上運送法の一部を改正する法律案
海上運送法の一部を改正する法律
海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十條」を「第五十五條」に改める。
第一條中「海上運送の秩序を維持しを」を「海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする」とにより、海上運送の利用者の利益を保護することとに改める。

第二條に次の一項を加える。
11 この法律において「指定区間」とは、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であつて、当該区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送が確保されるべき区間として関係都道府県知事の意見を聴いて運輸大臣が指定するものをいう。
第三條の見出し中「免許」を「許可」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に改め、同条第二項中「免許」を「許可」に、「事業計画」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 航路の起点、寄港地及び終点、当該事業に使用する船舶、係留施設その他の輸送施設の概要その他省令で定める事項に関する事業計画
第三條に次の二項を加える。
3 第一項の許可の申請をする者は、指定区間を含む航路において当該事業を営もうとする場合にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、申請書に当該指定区間に係る船舶運航計画(運航日程及び運航時刻その他省令で定める事項に関する計画をいう。以下同じ。)を併せて記載しなければならない。
4 第二項の申請書には、資金計画その他の省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

第四條の見出しを「(許可基準)」に改め、同条中「免許」を「許可」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同条を同条第一号とし、同条第二号の二を同条第二号とし、同条第三号及び第四号を次のように改める。

第一類第十号 運輸委員会議録第五号 平成十一年四月十四日

三 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四 当該事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

同条に次の一号を加える。

六 指定区間を含む航路に係るものにあつては、当該指定区間に係る船舶運航計画が、当該指定区間に係る離島その他の地域の住民が日常生活又は社会生活を営むために必要な船舶による輸送を確保するために適切なものであること。

第五条中「免許を」を「許可を」に、「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「禁」を「終り」を「終わり」に改め、同条第二号中「免許を」を「許可を」に改め、「自動車航送貨物定期航路事業若しくは」を削り、「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「前二号の」を「前二号のいずれかに」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

(船舶運航計画の届出)

第六条 一般旅客定期航路事業の許可を受けた者は、船舶運航計画(指定区間に係るものを除く。)を定め、省令の定める手続により、運輸を開始する日までに、運輸大臣に届け出なければならぬ。

第七条 削除

第八条第一項中「及び省令で定める手荷物」を「手荷物及び小荷物」に改め、「(省令で定める料金を除く。)」を削り、「料金については」を「料金を定め」に、「運輸大臣の認可を受けなければ」を「あらかじめ、運輸大臣に届け出なければ」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

三 他の一般旅客定期航路事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

3 一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃の上限を定め、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

4 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

第八条に次の一項を加える。

5 第三項の運賃についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「定め」とあるのは「第三項の認可を受けた運賃の上限の範囲内で定め」と、第二項第二号中「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者の利益を阻害するおそれ」とあるのは「当該事業の継続に著しい支障を来すおそれ」とする。

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によつて、これをしなければならぬ。

一 利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送につき、運賃及び料金の收受並びに運送に関する事業者の

責任に関する事項が明確に定められていること。

第十一條の次に次の一條を加える。

(船舶運航計画の変更)

第十一條の二 一般旅客定期航路事業者がその船舶運航計画を変更しようとするときは、省令で定める手続により、あらかじめ、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。ただし、省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2 一般旅客定期航路事業者が指定区間に係る船舶運航計画を変更しようとするときは、前項の規定にかかわらず、省令の定める手続により、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

3 第四條(第六号に係るものに限る。)の規定は、前項の認可について準用する。

4 一般旅客定期航路事業者は、第一項ただし書又は第二項ただし書の事項について船舶運航計画を変更したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

第十二條中「左の」を「指定区間においては、次の」に改める。

第十三條の見出しを「(不当な差別的取扱いの禁止)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「取扱を」を「取扱ひ」に改め、同項を同条とする。

第十四條の見出し中「事業計画を」を「船舶運航計画」に改め、同条第一項中「外、事業計画」を「ほか、船舶運航計画」に改め、同条第二項中「事業計画」を「船舶運航計画」に改める。

第十五條の見出し中「許可を」を「届出」に改め、同条第一項中「運輸大臣の許可を受けなければ」を「休止又は廃止の日の三十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 一般旅客定期航路事業者は、指定区間に係るその事業を休止し、又は廃止しようとするとき(利用者の利便を阻害しないと認められる省令

で定める場合を除く。)は、前項の規定にかかわらず、省令の定める手続により、休止又は廃止の日の六月前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならぬ。

第十五條第三項及び第四項を削る。

第十六條の見出し中「免許の取消を」を「許可の取消し」に改め、同条第一項中「左の各号の」を「次の各号のいずれかに」に改め、「免許を」を「許可を」に改め、同項第一号中「基」を「基づく」に改め、「免許」を削り、「附した」を「付した」に改め、同項第四号中「第五條各号の」を「第五條各号のいずれかに」に改め、同条第二項を削る。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第十八條第二項中「及び解散」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「免許に基」を「第三條第一項の許可に基づく」に改め、同条第六項を削る。

第十九條第一項中「運輸審議会にはかりを削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃及び料金又は」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 運賃の上限を変更すること。

第十九條第一項に次の一号を加える。

四 船舶運航計画を変更すること。

第十九條の二中「一般旅客定期航路事業を永続的に確保し、且つ」及び「運輸審議会にはかりを削り、同条の次に次の一條を加える。

(指定区間に係る経過措置)

第十九條の二の二の区間が指定区間となつた際現に当該区間を含む航路において事業を営む一般旅客定期航路事業者については、当該区間の指定の日(以下「指定日」という。)から二月間は、第八條第三項及び第五項の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条第三項の認可の申請をした場合において、その期間を経過し

たときは、その申請について認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間について、同様とする。

2 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定日前に第十五条第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしたものについては、同条第二項の規定は、適用しない。

3 一の区間が指定区間でなくなつた際現にされている第一項の二第二項の規定による当該区間に係る船舶運航計画の変更の認可の申請は、同条第一項の規定によりした届出とみなす。

第十九条の三第二項中「第三項第二項」の下に「及び第四項」を加え、「第二号、第二号の二及び第六号に係るものに限る。」及び「並びに」に改め、同条第三項中「第二号、第二号の二及び第六号」を「第一号、第二号及び第五号」に改める。

第十九条の四第一項中「第三項から」の下に「第十條まで、第十一條から第十二條まで、第十四條から第十九條第一項まで及び第十九條の二の二から」を加え、同条第二項中「十日前」を「三十日前」に改め、同項に後段として次のように加える。

届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

第十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「旅客及び手荷物の運賃及び料金その他の運送条件並びに運送に関する事業者の責任に関する事項」を「運送約款」に、「且つ」を「かつ」に、「これらの事項」を「これ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 対外旅客定期航路事業者を営む者は、省令の定めるところにより、旅客及び手荷物の運賃及び料金を定め、これを実施する前に、公示しなければならぬ。これを變更しようとするときも同様である。

第十九条の五第一項中「第二十一條第一項に規定する自動車航送貨物定期航路事業者を除く。」を削り、「十日前」の下に「（人の運送をする貨物定期航路事業者を営もうとする者にあつては、三十日

前）を加え、同条第二項中「前項の」を削り、「営む者」の下に「（以下「貨物定期航路事業者」という。）」を加える。

第十九条の六中「貨物定期航路事業者を営む者（以下「貨物定期航路事業者」という。）を「貨物定期航路事業者」に改め、同条の次に次の二條を加える。

（運賃及び料金等の公示）

第十九条の六の二 人の運送をする貨物定期航路事業者（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業者を除く。次条第一項において同じ。）を営む者は、省令の定めるところにより、旅客、手荷物及び小荷物の運賃及び料金並びに自動車航送に係る運賃及び料金並びに運送約款を定め、これを実施する前に、公示しなければならない。これらを変更しようとするときも同様である。

（準用規定）

第十九条の六の三 第十條の二、第十三條、第十九条第二項及び第十九條の二の規定は、人の運送をする貨物定期航路事業者について準用する。

2 第十條の二及び第十九條第二項の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする貨物定期航路事業者について準用する。

第二十條第一項中「次条第一項に規定する旅客定期航路事業者」を「人の運送をするもの」に改め、同項に後段として次のように加える。

届出をした事項を変更したときも同様である。

第二十條第二項中「前項の」を「前二項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 人の運送をする不定期航路事業者（第二十一條

第一項に規定する旅客定期航路事業者を除く。次条において同じ。）を営もうとする者は、省令の定める手続により、その事業の開始の日から三十日までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

ればならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

第二十條の次に次の一條を加える。

（準用規定）

第二十條の二 第十條の二、第十三條、第十九條第二項、第十九條の二及び第十九條の六の二の規定は、人の運送をする不定期航路事業者（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業者を除く。）について準用する。

2 第十條の二及び第十九條第二項の規定は、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする不定期航路事業者について準用する。

第二十一條の見出し中「自動車航送貨物定期航路事業者及び」を削り、同条第一項中「自動車航送をする貨物定期航路事業者（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における自動車航送をする貨物定期航路事業者及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の自動車航送をする貨物定期航路事業者を除く。以下「自動車航送貨物定期航路事業者」という。）又は」を削り、「不定期航路事業者」を「不定期航路事業者及び」に改め、「及び省令の定めるところにより、短期間の運送をする不定期航路事業者」を削り、同条第二項中「第五條及び第六條」を「及び第四項、第四條（第六條に係るものを除く。）並びに第五條に改め、「第四條（第二項から第三項まで及び第五條に係るものを除く。）の規定は同項の自動車航送貨物定期航路事業者（以下「遊覧旅客定期航路事業者」という。）の許可について、同条（第三項及び第五項）の起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないものにおいて営む旅客定期航路事業者（以下「遊覧旅客定期航路事業者」という。）にあつては、第一

号、第三項及び第五項）に係るものを除く。）の規定は同項の旅客定期航路事業者の許可について、同条（第三項及び第五項）の起点を削り、同条の次に次の一條を加える。

（旅客定期航路事業者の禁止行為）

第二十一條の二 旅客定期航路事業者を営む者（以下「旅客定期航路事業者」という。）は、次に掲げる航路において運送する場合を除き、乗合旅客の運送をしてはならない。

一 陸上と船舶その他の海上の特定の場所との間の航路

二 起点が終点と一致する航路であつて寄港地のないもの

第二十二條中「自動車航送貨物定期航路事業者を営む者（以下「自動車航送貨物定期航路事業者」という。）又は旅客定期航路事業者を営む者（以下「旅客定期航路事業者」という。）を「旅客定期航路事業者」に改める。

第二十三條を削る。

第二十三條の二第一項を削り、同条第二項中「第八條」の下に「第一項及び第二項、第九條を加え、（遊覧旅客定期航路事業者にあつては、第九條から第十一條まで、第十三條第二項を、第十三條に、第一号に、第二号及び第三号に」に改め、「この場合において」の下に「第八條第二項中「一般旅客定期航路事業者」とあるのは「旅客定期航路事業者」とを加え、「第四條（第三項及び第五項）（遊覧旅客定期航路事業者にあつては、第一号、第三号及び第五項）を「第四條（第六項）に改め、同項を第二十三條とする。

第二十三條の三を削る。

第二十三條の四「旅客定期航路事業者若しくは旅客定期航路事業者を人の運送をする船舶運航事業」に改め、同条を第二十三條の二とする。

第二十三條の五の見出し中「免許」を「許可」に改め、同条第一項中「免許」を削り、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「免許」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第二十三條の三とする。

第二十五條中「旅客定期航路事業者」を「人の運送をする不定期航路事業者」に改める。

第二十六條第三項を削る。

第二十七條第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「三箇月」を「三月」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「前五項」を「前各項」に、「外」を「ほか」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十三條中「第二十條及び」を「第二十條第一項及び第三項並びに」に改める。

第四十二条第二項中「旅客不定期航路事業を」の運送をする不定期航路事業に改める。

第四十三条中「左に」を「次に」に、「但し、旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を」を「ただし、人の運送をする船舶運航事業」に改め、同条第二号中「ろかい」を「ろかい」に改める。

第四十五条の二第二項中「この法律の規定中運輸審議会に関する部分」を「次条の規定」に改める。

第四十五条の三を次のように改める。

(運輸審議会への諮問)

第四十五条の三 運輸大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮り、その決定を尊重してこれをしなければならぬ。

一 第八条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による運賃又は料金の変更の命令

二 第八条第三項の規定による運賃の上限の認可

三 第十六条(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し又は事業の停止

四 第十九条第一項の規定による運賃の上限の変更の命令

第四十五条の四第一項中、自動車航送貨物定期航路事業を削り、同条第二項中「の免許の取消し若しくは特定旅客定期航路事業、自動車航送貨物定期航路事業を」、特定旅客定期航路事業に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 罰則

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定による許可を受けないで一般旅客定期航路事業を営んだ者

二 第十九条の三第一項の規定による許可を受けないで特定旅客定期航路事業を営んだ者

三 第二十一条第一項の規定による許可を受けないで旅客不定期航路事業を営んだ者

第四十七条 第二十一条の二の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十八条 第十六条第一項(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十九条 第二十六条第一項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による届出をしないで運航を開始した者

二 第八条第一項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を收受した者

三 第八条第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して運賃又は料金を收受した者

四 第九条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結した者

五 第十条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者

六 第十条の二第二項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三、第二十条の二及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで、又は届出をした運航管理規程によらないで、運航した者

七 第十条の二第三項若しくは第五項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三、第二十条の二及び第二十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十四条第二項、第十九条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)、第十九条第二項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三、第二十条の二及び第二十三条において準用する場合を含む。)、第十九条の二(第十九条の六の三第一項、第二十条の二第一項及び第二十三条において準用する場合を含む。)、第二十九条第三項又は第二十九条の二第二項の規定による命令に違反した者

八 第十条の二第四項(第十九条の三第三項、第十九条の六の三、第二十条の二及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第十一条第一項(第十九条の三第三項及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けないで事業計画を変更した者

十 第十一条の二第一項の規定による届出をしないで船舶運航計画を変更した者

十一 第十一条の二第二項の規定による認可を受けないで船舶運航計画を変更した者

十二 第十二条(第十三条(第十九条の六の三第一項、第二十条の二第一項及び第二十三条において準用する場合を含む。))又は第三十条(第三号に係る部分に限る。)の規定に違反した者

十三 第十五条第一項又は第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者

十四 第十九条の四第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、対外旅客定期航路事業を営んだ者

十五 第十九条の四第三項の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金をよらないで、運賃又は料金を收受した者

十六 第十九条の四第四項の規定による公示若しくは届出をしないで、又は公示若しくは届出をした運送約款によらないで、運送契約を締結した者

十七 第十九条の五第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする貨物定期航路事業を営んだ者

十八 第十九条の六の二(第二十条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による公示をしないで、又は公示をした運賃若しくは料金若しくは運送約款によらないで、運賃若しくは料金を收受し、又は運送契約を締結した者

十九 第二十条第二項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、人の運送をする不定期航路事業(旅客不定期航路事業を除く。)を営んだ者

二十 第二十四条第一項(第三十三条において準用する場合及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十一 第二十五条第一項(第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十二 第二十九条第一項の規定による認可を受けないで、協定を締結し、又はその内容を変更した者

二十三 第二十九条の二第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第二十八号第四号に掲げる行為をし、又はその内容を変更した者

第五十一条 第三十一条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十四条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三條 第二十三條の二の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十四條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十一條第三項(第十九條の三第三項及び第二十三條において準用する場合を含む)、

第二十三條の二第四項、第十九條の三第五項

(第二十三條において準用する場合を含む)、

第十九條の三第六項、第十九條の四第

五項、第十九條の五第二項、第二十三條第一項

若しくは第三項(第二十三條においてこれら

の規定を準用する場合を含む)又は第二十二

條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出

をした者

二 第十九條の五第一項の規定による届出をし

ないで、又は虚偽の届出をして貨物定期航路

事業(人の運送をするものを除く)を営んだ

者

三 第十九條の六(第十九條の七において準用

する場合を含む)の規定による公示をしなかつた者

第五十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者がその法人又は

人の業務に関し、第四十六條から第五十二條ま

での違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

か、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を

科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十二年十月一日から施

行する。ただし、第二條の改正規定は、公布の

日から施行する。

(一般旅客定期航路事業に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の際現にこの法律による

改正前の海上運送法(以下「旧法」という)第三

條第一項の免許を受けている者は、この法律に

よる改正後の海上運送法(以下「新法」という)

第三條第一項の許可を受けたものとみなす。こ

の場合において、当該免許に係る旧法第三條第

二項の事業計画のうち、新法第三條第二項第二

号の事業計画に該当する部分は同号の事業計画

と、同條第三項の船舶運航計画に該当する部分

は同項の船舶運航計画と、新法第六條の船舶運

航計画に該当する部分は同條の規定により届け

出た船舶運航計画とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第三

條第一項の免許の申請は、新法第三條第一項の

許可の申請とみなす。

第三條 この法律の施行の際現に旧法第八條第一

項の認可を受けている運賃及び料金又は同條第

二項若しくは第三項の規定により届け出た運賃

及び料金は、省令で定めるところにより、新法

第八條第一項の規定により届け出た運賃及び料

金又は同條第三項の認可を受けた運賃の上限と

みなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第八

條第一項の運賃及び料金の認可の申請は、省令

で定めるところにより、新法第八條第一項の規

定によりした運賃及び料金の届出又は同條第三

項の運賃の上限の認可の申請とみなす。

第四條 この法律の施行の際現にされている旧法

第十一條第一項の事業計画の変更の認可の申請

は、省令で定めるところにより、新法第十一條

第一項の事業計画の変更の認可の申請、新法第

十一條の二第二項の規定によりした船舶運航計

画の変更の届出又は同條第二項の船舶運航計画

の変更の認可の申請とみなす。

第五條 この法律の施行前に旧法第十五條第一項

の規定によりされた申請に係る事業の休止又は

廃止については、なお従前の例による。

(自動車航送貨物定期航路事業に関する経過措

置)

十一條第一項の自動車航送貨物定期航路事業の

許可の申請は、新法第十九條の五第一項の規定

によりした人の運送をする貨物定期航路事業の

届出とみなす。

(旅客不定期航路事業に関する経過措置)

第七條 この法律の施行の際現に旧法第二十一條

第一項の旅客不定期航路事業の許可を受けてい

る者は、この法律の施行の日(以下「施行日」と

いう)から二月間は、新法第二十一條の二の規

定にかかわらず、乗合旅客の運送を従前の例に

より引き続き行うことができる。その者がその

期間内に新法第三條第一項の許可を申請した場

合において、その期間を経過したときは、その

申請について許可をする旨又はしない旨の通知

を受ける日までの期間についても、同様とす

る。

第八條 この法律の施行の際現に旧法第二十三條

の二第二項において準用する旧法第八條第一項

の認可を受けている運賃及び料金又は旧法第二

十三條の二第二項において準用する旧法第八條

第二項若しくは第三項若しくは旧法第二十三條

の三の規定により届け出た運賃及び料金は、省

令で定めるところにより、新法第二十三條にお

いて準用する新法第八條第一項の規定により届

け出た運賃及び料金とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二

十三條の二第二項において準用する旧法第八條

第一項の運賃及び料金の認可の申請は、省令で

定めるところにより、新法第二十三條において

準用する新法第八條第一項の規定によりした運

賃及び料金の届出とみなす。

(五ト未満の船舶を使用する事業に関する経

過措置)

従前の例により引き続き営むことができる。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十條 附則第二條から前条までに定めるものの

ほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処

分、手続その他の行為で、新法中相当する規定

があるものは、省令で定めるところにより、新

法によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行前にした行為及び附則

第五條の規定によりなお従前の例によることと

される場合におけるこの法律の施行後にした行

為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

(政令への委任)

第十二條 附則第二條から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に必要となる経過

措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令

で定める。

(検討)

第十三條 政府は、この法律の施行後十年を経過

した場合において、新法第二十一條の二の規定

の施行の状況について検討を加え、その結果に

基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内航海運業法の一部改正)

第十四條 内航海運業法(昭和二十七年法律第百

五十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号中、「自動車航送貨物定

期航路事業」を削る。

第二十八條中、「第二十二條及び第三十三條」を

「第二十一條(人の運送をする貨物定期航路事業に係

る部分を除く)及び第二十二條並びに第二十二條第一

項及び第三十三條(同法第三十三條においてこれら

の規定を準用する場合を含む)」に改める。

(内航海運業法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 この法律の施行の際現に旧法第二十一

條第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可

を受けている者であつて、当該事業が総トン数

百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶に

よるものであるもの又は総トン数百トン未満の

船舶に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

よるもの

に

船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるものであるものは、それぞれ内航海運業法第三條第一項の許可を受け、又は同條第二項の規定による届出をしたものとみなす。この場合において、当該事業に係る旧法第二十一條第二項において準用する旧法第三條第二項の事業計画は、省令で定めるところにより、内航海運業法第四條第一項第三号の事業計画又は同法第三條第二項の規定により届け出た事項とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第二十一條第一項の自動車航送貨物定期航路事業の許可の申請であつて、当該事業が総トン数百トン以上若しくは長さ三十メートル以上の船舶によるものであるもの又は総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによるものであるものは、省令で定めるところにより、それぞれ内航海運業法第三條第一項の許可の申請又は同條第二項の規定によりした届出とみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第二十三條の二第一項において準用する旧法第十一條第一項の事業計画の変更の認可の申請は、省令で定めるところにより、内航海運業法第八條第一項の事業計画の変更の認可の申請、同條第三項の規定によりした事業計画の変更の届出又は同條第四項の規定によりした届出とみなす。

(離島航路整備法の一部改正)

第十六條 離島航路整備法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「第十一條第一項の下に」若しくは第十一條の二第二項を加え、「同條第三項を」同法第十一條第三項若しくは第十一條の二第四項に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第十七條 内航海運組合法(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中「自動車航送貨物定期航路事業若しくは」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十九号中「免許又は」を削り、同号(中)「免許」を「許可」に改め、同号(中)「自動車航送貨物定期航路事業及び」及び「自動車航送貨物定期航路事業の許可若しくは」を削る。

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の一部改正)

第十九條 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第三項及び第十條中「免許」を削る。

(運輸施設整備事業団法の一部改正)

第二十條 運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第七号中「免許又は」を削り、同條第九号中「第二十二條第一項の下に」若しくは「第二項」を加える。

(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第二十一條 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「第八條第三項を」第八條第一項後段に、「第二十三條の二第二項を」第二十三條に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第二十二号中「免許」を削り、同項第二十三号中「自動車航送貨物定期航路事業及び」を削る。

第四條第一項第十四号の九中「免許し、及び」許可し、又は」を削り、同項第十五号中「自動車航送貨物定期航路事業及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第六條第一項第二号中「旅客定期航路事業を」

「一般旅客定期航路事業に、」自動車航送貨物定期航路事業を「次号及び第七号の二において同じ。」に改め、「認可又は」を削り、同号の次に次の一号を加える。

七の二 一般旅客定期航路事業における指定区間に係る運賃の上限の認可又は変更の命令

第六條第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業(対外旅客定期航路事業を除く)及び旅客不定期航路事業の許可の取消し又は事業の停止

第六條第一項第十一号の三及び第十一号の四を次のように改める。

十一の三及び十一の四 削除

第四十條第一項第十号中「免許」を削り、同項第十一号中「自動車航送貨物定期航路事業及び」を削る。

理由

近年の船舶運送事業者間の競争の促進による国内海上旅客輸送の利便性の向上の要請に対応して、離島等の住民の生活に必要な輸送を確保するための措置を講じつつ、一般旅客定期航路事業等への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、運航ダイヤ並びに運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により当該事業を営む者による多様なサービスの提供を促進するとともに、旅客輸送に係る安全の確保及び利用者の保護の徹底を図るための所要の措置を講じる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空法の一部を改正する法律案

航空法の一部を改正する法律

航空法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「秩序を確立し、もつて航空の発達を図る」を「適正かつ合理的な運営を確保してその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進する」に改める。

第二條第十八項を削り、同條第十七項中「定期航空運送事業を」国内定期航空運送事業に、「一の地点と他の地点との間を」を「本邦内の各地間」に改め、同項を同條第十八項とし、同條第十八項の次に次の一項を加える。

17 この法律において「国際航空運送事業」とは、本邦内の地点と本邦外の地点との間又は本邦外の各地間において行つた航空運送事業をいう。

第二十四條中「三等航空整備士」を「一等航空整備士」に改める。

第二十五條第一項中「又は三等航空整備士」を「一等航空整備士又は二等航空整備士」に改める。

第二十八條第三項中「取扱」を「取扱い」に改め、「新しい種類、等級又は型式の」を削る。

第五十四條中「運輸大臣の認可を受けなければ」を「あらかじめ、運輸大臣に届け出なければ」に改め、同條に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該飛行場又は航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

第五十四條の二第二項中「管理規程」の下に「前條第一項の使用料金に係る部分を除く。」を加える。

第六十條の見出し中「姿勢等を測定」を「航行の安全を確保」に改め、同條中「航空機は」を「運輸省

令で定める航空機には、「装置」を「装置、無線電話その他の航空機の航行の安全を確保するために必要な装置」に、「計器飛行等を行なつて」を「これを航空の用に供して」に改める。

第六十一条を削る。

第六十一条の二の見出しを「航空機の運航の状況を記録するための装置」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「航空運送事業の用に供する航空機は」を「運輸省令で定める航空機には」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「航空運送事業を経営する者」を「前項の航空機の使用」に、「前項を」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第六十一条とする。

第六十六条第一項中「左の」を「次の」に、「外」を「ほか」に改め、同項の表中、「第六十一条又は第六十一条の二第一項及び飛行し、又は」を削る。

第七十二条の見出しを「航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件」に改め、同条第一項中「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に、「航空機」を「運輸省令で定める航空機」に改め、「運輸省令で定める当該路線における」を削り、「経験」を「運輸省令で定める」に改め、同条第二項及び第三項中「経験」を削り、同条第五項中「定期航空運送事業」を「本邦航空運送事業」に、「指定定期航空運送事業者」を「指定本邦航空運送事業者」に改め、「経験」を削り、「認定」を「認定」に改め、同条第六項中「指定定期航空運送事業者」を「指定本邦航空運送事業者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第七十六条第一項中「左」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第三号中「死亡」の下に「(運輸省令で定めるものを除く)」を加える。「と第七十六条の二中「飛行」を「航行」に改め、」と

き」の下に「その他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる運輸省令で定める事態が発生したと認めたとき」を加える。

第七十七条中「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に、「航空機」を「運輸省令で定める航空機」に、「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改める。

第九十条の見出しを「許可」に改め、同条第一項中「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に改め、「路線」を削り、「免許」を「許可」に改め、同条第二項中「免許」を「許可」に、「申請書に事業計画(航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する計画をいう。以下同じ。)、事業収支見積その他運輸省令で定める事項を記載し、これを」に、「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する事項、国際航空運送事業を経営するかどうかの別その他運輸省令で定める事項に関する事業計画

第九十一条第三項を次のように改める。

三 第一項の許可の申請をする者は、国際航空運送事業を経営しようとする場合にあつては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画に運輸省令で定める国際航空運送事業に関する事項を併せて記載しなければならない。

第九十二条に次の一項を加える。

四 第二項の申請書には、資金計画その他の運輸省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

第九十三条の見出しを「許可基準」に改め、同条第一項中「前条の免許」を「前条の許可」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

第九十四条第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 国際航空運送事業に係るものにあつては、当該事業に係る航行について外国との間に航空に関する協定その他の国際約束がある場合における当該国際約束の内容に適合する計画を有するものであること。

第九十五条第一項第五号ロ中「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に、「航空運送事業」を「航空運送事業」に、「免許」を「許可」に改め、同条第二項中「定期航空運送事業の免許」を「航空運送事業の許可」に改める。

第九十六条の見出しを「運輸管理施設等の検査」に改め、同条第一項中「免許」を「許可」に、「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「航空機その他の施設」を「航空機の運輸管理の施設、航空機の整備の施設その他の運輸省令で定める航空機の運輸の安全の確保のために必要な施設以下「運輸管理施設等」という。」に、「運輸を開始」を「当該運輸管理施設等によりその事業の用に供する航空機を運航し、又は整備」に改め、同項に後段として次のように加える。

運輸管理施設等について運輸省令で定める重要な変更をしたときも同様である。

第九十七条第二項中「定期航空運送事業者がこの法律及び事業計画に従う事業を行う」を「本邦航空運送事業者がこの法律に従い当該事業を安全かつ適確に遂行する」に改める。

第九十八条第一項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改める。

第九十九条第一項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改め、「郵便物を除く」の下に「第三項において同じ。」を加え、「(本邦内の各地間において発着する旅客及び貨物の料金のうち運輸省令で定めるものを除く)」を削り、「運輸大臣の認可を受けなければ」を「あらかじめ、運輸大臣に届け出なければ」に改め、同条第二項中「認可を受けなければ」を「左の基準によつてこれをしなければならぬ」を「運賃又は料金が次の各号

のいずれかに該当すると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができ」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「取扱」を「取扱」に、「ないこと」を「あるとき」に改め、同項を同項第一号とし、同項第四号中「旅客」を「社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客に」に「ないものであること」を「あるものであるとき」に改め、同項を同項第二号とし、同項第五号中「ひき起す」を「引き起す」に、「ないものであること」を「あるものであるとき」に改め、同項を同項第三号とし、同条第三項及び第四項を次のように改める。

三 国際航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る旅客及び貨物の運賃及び料金を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

四 運輸大臣は、前項の運賃又は料金が、第二項各号のいずれにも該当せず、かつ、当該国際航空運送事業に係る航行について外国との間に航空に関する協定その他の国際約束がある場合における当該国際約束の内容に適合するものであるときは、前項の認可をしなければならない。第九十六条第一項及び第九十七条中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(運輸計画等)

第九十七条の二 国内定期航空運送事業を経営しようとする本邦航空運送事業者は、運輸計画(路線)の使用飛行場、運航回数、発着日時その他の運輸省令で定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。を定め、あらかじめ、運輸大臣に届け出なければならない。

二 前項の規定による運輸計画の届出をした本邦航空運送事業者は、当該運輸計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 前項の本邦航空運送事業者は、路線の廃止に係る運輸計画の変更をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる運輸省令で定める場合にあつては、その二月前)までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 第二項の本邦航空運送事業者は、国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる運輸省令で定める場合にあつては、その二月前)までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(混雑飛行場に係る特例)

第七十七条の三 混雑飛行場(当該飛行場の使用状況に照らして、航空機の運航の安全を確保するため、当該飛行場における一日又は一定時間当たりの離陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして運輸省令で指定する飛行場をいう。以下同じ。)を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑飛行場ごとに、当該混雑飛行場を使用して運航を行うことについて運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする本邦航空運送事業者は、当該混雑飛行場を使用飛行場とする路線に係る運輸計画を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

3 運輸大臣は、第一項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 運輸計画が航空機の運航の安全上適切であること。

二 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであること。

4 運輸大臣は、第一項の許可をしようとするときは、同項の本邦航空運送事業者の当該混雑飛行場の従前の使用状況に配慮してこれをしなければならない。

5 第一項の許可の有効期間は、許可の日からその日の属する単位期間(当該混雑飛行場に係る同項の指定の日以後の期間を五年を超えない範囲内において運輸省令で定める年数ごとに区分した各期間をいう。)の末日までの期間とする。

6 第一項の許可を受けた本邦航空運送事業者は、第二項の運輸計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

7 第三項の規定は、前項の認可について準用する。

8 第八項の本邦航空運送事業者は、当該混雑飛行場を使用して行う国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前(利用者の利便を阻害しないと認められる運輸省令で定める場合にあつては、その二月前)までに、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

9 第一項の本邦航空運送事業者についての前条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「運輸計画」とあるのは、次条第一項の混雑飛行場を使用飛行場としない路線に係る運輸計画と、同条第四項中「国内定期航空運送事業」とあるのは「国内定期航空運送事業(次条第一項の混雑飛行場を使用して行うものを除く。)」とする。

10 第一項の混雑飛行場の指定があつたときは、当該指定の時に於いて当該混雑飛行場を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、運輸省令で定めるところにより、当該指定の日以前同項の許可を受けたものとみなす。

11 混雑飛行場について第一項の指定が解除されたときは、当該解除の時に於いて当該飛行場を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、運輸省令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第百八条の前の見出しを削り、同条に見出しと

して(「事業計画等の遵守」を付し、同条第一項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「外を」を「ほか」に改め、「事業計画の下に」及び「運輸計画を加え、同条第二項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改め、「事業計画の下に」及び「運輸計画を加え、同条第三項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改め、運輸省令で定める軽微な事項に係る事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、その旨を」に改め、同条に次の一項を加える。

4 本邦航空運送事業者は、運輸省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第百十條第一号及び第二号、第百十一條第一項並びに第百十一條の二中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改める。

第百十二條中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「公共の福祉を」を「輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益」に、「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「事業計画」の下に「又は運輸計画」を加え、同条第四号を第五号とし、同条第三号中「その他の施設」を「又は運輸管理施設等」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「料金」を若しくは「料金(国際航空運送事業に係るものに限る。)」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 運輸規程又は整備規程を変更すること。

第百十三條の見出し中「貸渡」を「貸渡し」に改め、同条第一項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に改め、同条第二項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「貸渡」を「貸渡し」に、「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(業務の管理の受委託)

第百十三條の二 本邦航空運送事業者の事業の用に供する航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託及び受託については、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 受託者が本邦航空運送事業者その他当該業務の管理を行うのに適している者であること。

二 委託者及び受託者の責任の範囲が明確であることその他当該委託及び受託が輸送の安全を確保するために適切なものであると認められること。

第百十四條第一項及び第百十五條第一項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に改める。

第百十六條第一項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改め、同条第二項中「定期航空運送事業の免許」を「航空運送事業の許可」に改める。

第百十七條を次のように改める。

第百十七條 削除

第百十八條中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改める。

第百十九條の見出し中「免許の取消」を「許可の取消」に改め、同条中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「六箇月」を「六月」に、「事業」を「事業の全部若しくは一部」に、「免許」を「第百条第一項の許可」に改め、同条第一号中「基」を「基づく」に改め、「免許」を削り、「附したを」に改め、同条第二号中「認可」を「許可又は認可」に改める。

第百二十條の見出しを(「許可の失効」)に改め、同条中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「免許」を「許可」に改める。

第百十四條第一項及び第百十五條第一項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に改める。

第百十六條第一項中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改め、同条第二項中「定期航空運送事業の免許」を「航空運送事業の許可」に改める。

第百十七條を次のように改める。

第百十七條 削除

第百十八條中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改める。

第百十九條の見出し中「免許の取消」を「許可の取消」に改め、同条中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「六箇月」を「六月」に、「事業」を「事業の全部若しくは一部」に、「免許」を「第百条第一項の許可」に改め、同条第一号中「基」を「基づく」に改め、「免許」を削り、「附したを」に改め、同条第二号中「認可」を「許可又は認可」に改める。

第百二十條の見出しを(「許可の失効」)に改め、同条中「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に、「免許」を「許可」に改める。

備士の項中「運輸省令で定める範囲の大修理を除く。」を削り、「最大離陸重量一万五千キログラム以下の航空機を航空機整備に高度の知識及び能力を要する運輸省令で定める用途のものを除く。」に改め、同表三等航空整備士の項中「三等航

空整備士を」一等航空運航整備士に、「運輸省令で定める範囲の大修理を除く。」を削り、運輸省令で定める範囲の大修理に限るに改め、「最大離陸重量二千五百キログラム以下のものを削り、同項の次に次のように加える。

二等航空運航整備士 整備(保守及び運輸省令で定める軽微な修理に限る。)をした航空機(整備に高度の知識及び能力を要する運輸省令で定める用途のものを除く。)について第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこと。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十八條、第五十四條、第五十四條の二、第六十條から第六十一條の二まで、第六十六條、第七十六條、第七十六條の二及び第七十八條の二の改正規定並びに附則第七條、第十三條から第十五條まで及び第十七條の規定 公布の日から起算して一月を経過した日
- 二 第一条、第二条、第七十二條、第七十六條の二、第七十七條、第七十八條から第八二條まで及び第八四條から第八七條までの改正規定、第八八條から第九十一條の二まで、第九十二條及び第九十三條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第九十四條から第九十五條まで、第九十九條、第一百二十六條、第一百五十條及び第一百五十五條から第一百五十七條の二までの改正規定、同条を第九十七條の三とし、第九十七條の次に一條を加える改正規定

定、第六十條の改正規定並びに附則第八條から第十二條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十条(登録免許税法昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第四十一号の改正規定に限る。及び第二十一条から第二十三条までの規定 平成十二年二月一日

三 第二十四條、第二十五條及び別表の改正規定並びに次条から附則第六條まで及び附則第二十條(登録免許税法別表第一第二十三号の改正規定に限る。)の規定 平成十二年九月一日

(航空整備士に関する経過措置)

第一条 前条第三号に掲げる規定の施行の際にこの法律による改正前の航空法(以下「旧法」という。)の規定による次の表の上欄に掲げる資格(以下「旧資格」という。)についての航空従事者技能証明(以下「技能証明」という。)を受けている者は、同号に定める日に、それぞれこの法律による改正後の航空法(以下「新法」という。)の規定による同表の下欄に定める資格(以下「新資格」という。)についての技能証明を受けたものとみなす。

旧	資格	新	資格
一等航空整備士		一等航空整備士	
二等航空整備士		一等航空整備士	
三等航空整備士		二等航空整備士	

2 旧資格についての技能証明につき旧法第二十五条第一項又は第二項の規定により与えられた限定は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定により受けたものとみなされた新資格についての技能証明につき新法第二十五条第一項又は第二項の規定により与えられた限定とみなす。

3 旧法の規定による二等航空整備士の資格についての技能証明を受けている者であつて第一項の規定により新法の規定による一等航空整備士の資格についての技能証明を受けたものとみなされたものについての当該資格に係る業務範囲は、整備をした最大離陸重量一万五千キログラム以下の航空機について新法第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこととする。この場合における新法第二十八條第一項及び第二項並びに第四十九條第一号の規定の適用については、新法第二十八條第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第四十九條第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第二条第三項に規定する行為」とする。

4 第一項の規定により新法の規定による二等航空整備士の資格についての技能証明を受けたものとみなされた者についての当該資格に係る業務範囲は、整備をした最大離陸重量二千五百キログラム以下の航空機について新法第十九條第一項に規定する確認の行為を行うこととする。この場合における新法第二十八條第一項及び第二項並びに第四十九條第一号の規定の適用については、新法第二十八條第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第四十九條第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第二条第三項に規定する行為」とする。

(以下「技能証明書」という。)は、新法の規定により交付された前条第一項の規定により受けたものとみなされた新資格についての技能証明に係る技能証明書とみなす。この場合において、新資格についての技能証明に係る技能証明書とみなされた旧資格についての技能証明に係る技能証明書の交付を受けている者は、運輸省令で定めるところにより、当該技能証明書を新資格についての技能証明に係る技能証明書と引き換えることができる。

2 前項後段の規定により技能証明書を引き換えようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第四条 運輸大臣は、附則第二條第三項又は第四項に規定する者の申請により、その者についての新資格に係る業務範囲を新法別表の一等航空整備士又は二等航空整備士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為を行うこととすることができ

2 新法第二十六條第一項、第二十七條第二項、第二十九條及び第三十八條の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際に旧資格についての技能証明に係る試験に合格している者であつて技能証明を受けていないものについては、当該旧資格に相当する新資格についての技能証明を行うものとする。

2 附則第二条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の規定により新資格についての技能証明を受けた者の当該資格に係る業務範囲について準用する。この場合において、附則第二条第三項中「附則第二条第三項」とあるのは「附則第五条第二項において準用する附則第二条第三項」と、同条第四項中「附則第二条第四項」とあ

第三条 旧法の規定により交付された旧資格についての技能証明に係る航空従事者技能証明書

るのは〔附則第五条第二項において準用する附則第一条第四項と読み替えるものとする。〕

第六条 新法第二十七條第二項の規定の適用については、旧法第二十九條第一項の試験に關し不正の行為があつた者は、当該不正の行為があつた日に新法第二十九條第一項の試験に關し不正の行為があつたものとみなす。

（飛行場等の使用料金に關する経過措置）

第七條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五十四條の認可を受けている使用料金は、新法第五十四條第一項の規定により届け出た使用料金とみなす。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第五十四條の規定による使用料金の認可の申請は、新法第五十四條第一項の規定によりした届出とみなす。

（航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件に關する経過措置）

第八條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第七十二條第一項又は第五項の認定を受けている者は、当該認定を受けた日に、それぞれ新法第七十二條第一項又は第五項の認定を受けたものとみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第七十二條第一項の認定の申請は、新法第七十二條第一項の認定の申請とみなす。

（航空運送事業等に關する経過措置）

第九條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第百條第一項又は第百二十一條第一項の免許を受けている者は新法第百條第一項の許可を受けたものと、旧法第百二十三條第一項の免許を受けている者は新法第百二十三條第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該免許に係る旧法第百條第二項（旧法第百二十一條第二項又は第百二十三條第二項）において準用する場合を含む。）の事業計画のうち

新法第百條第二項第二号（新法第百二十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の事業計画に該當する部分は、同号の事業計画とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第百條第一項又は第百二十一條第一項の免許の申請のうち前項の規定により新法第百條第一項の許可を受けたものとみなされた者以外の者に係るものは、運輸省令で定めるところにより、新法第百條第一項の許可の申請と、旧法第百二十三條第一項の免許の申請は新法第百二十三條第一項の許可の申請とみなす。

第十條 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第百二十二條第一項（旧法第百二十二條第一項又は第百二十四條において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査に合格した者は、当該検査に係る施設について、新法第百二十二條第一項（新法第百二十四條において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査に合格したものとみなす。

2 附則第一条第二号の規定の施行の際現にされている旧法第百二十二條第一項の検査の申請は、新法第百二十二條第一項の検査の申請とみなす。

第十一條 附則第一条第二号の規定の施行の際現に旧法第百五十五條第一項（旧法第百五十二條第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認可を受けている運賃及び料金は、旧法第百五十五條第三項若しくは第四項（旧法第百五十二條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により届け出た運賃及び料金は、國際航空運送事業に係るもの以外のものにあつては新法第百五十五條第一項の規定により届け出た運賃及び料金は、國際航空運送事業に係るものにあつては同条第三項の認可を受けた運賃及び料金は、國際航空運送事業に係るものとみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に

にされている旧法第百五十五條第一項の運賃及び料金の認可の申請は、國際航空運送事業に係るもの以外のものにあつては新法第百五十五條第一項の規定によりした届出と、國際航空運送事業に係るものにあつては同条第三項の認可の申請とみなす。

（電波法の一部改正）

第十七條 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第四項中「外」を「ほか」に、「第六十一條又は第六十一條の二第二項」を「第六十條」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第十三條第三項中「第六十一條又は第六十一條の二第二項」を「第六十條」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十八條 地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九條の三第七項中「又は第百二十一條の免許を」の許可に改め、同条第八項中「又は第百二十一條の免許を」の許可に、当該免許を「当該許可」に改める。

附則第十五條第十項中「又は第百二十一條の免許を」の許可に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十九條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第九十條の八第一項中「免許（当該免許に係る路線が沖縄島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線であるものに限る。）を受けた者その他政令で定める者」を「許可を受けた者」に改める。

第九十條の九第一項中「（以下この項において「特定離島路線」という。）を削り、「免許（当該免許に係る路線が特定離島路線であるものに限る。）を受けた者又は同法第百二十一條第一項に規定する免許」を「許可」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第二十條 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号（ヨリ中）「三等航空整備士」を「一等航空整備士」に、「三千円」を「六千円」に改め、同号（ヨリ中）を「同号（ヨリ）の次に次のように加える。

（政令への委任）

第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第十六條 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十條の二第二項中「定期航空運送事業者の」を「本邦航空運送事業者が経営する同法第二条第十八項に規定する国内定期航空運送事業に係る」に改める。

別表第一第四十一号中「免許又は許可」を「許可」に改め、同号(一)中「免許」の定期航空運送事業の免許(当該免許を受けている者が当該免許に係る路線を変更すること又は当該路線に接続して路線を延長することの免許で政令で定めるものを除く。を「許可」の航空運送事業の許可」に、「路線の数を「許可件数」に、「一路線」を「一件」に改め、同号(二)中「第二百一条第一項又はを削り、「不定期航空事業等の免許」の不定期航空運送事業の免許又は航空機使用事業の免許」を「航空機使用事業の許可」の航空機使用事業の許可」に、「免許件数」を「許可件数」に改める。

(地価税法の一部改正)
第二十一条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第十二号中「運輸開始前を運輸管理施設等」に、「定期航空運送事業者」を「本邦航空運送事業者」に改める。

(外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)
第二十二條 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「第百五條第四項（同法第百一十二條第一項において準用する場合を含む。）」を「第百五條第一項後段」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)
第二十三条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第百五十七号中「免許、を削る。

第四条第一項第四十四号の九中「免許し、又は」を削る。

第六條第一項第三号中「定期航空運送事業」を「航空運送事業」に改め、「認可又は」を削り、同項第八号中「定期航空運送事業の免許若しくはその取消」を「航空運送事業の許可の取消」に

改め、同項第十一号の二を次のように改める。

十一の二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百七条の三第一項の規定による混雑飛行場を使用して運航を行うことの許可

理由

近年の航空運送事業者間の競争の促進による国内航空輸送の利便性の向上の要請に対応して、国内航空運送事業への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、路線ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とし、運航ダイヤ並びに運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により航空運送事業者による多様なサービスの提供を促進し、併せて、航空技術の発達等に対応して、航空に係る安全規制の合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十一年四月十九日印刷

平成十一年四月二十日発行

運輸委員會會議錄第三号中止誤

へ、段行誤正

美 一 元 ニュートヨーク ニューアーク

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局